

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設の変更
(江戸川区決定)

都市計画一団地の都市安全確保拠点施設を次のように変更する。

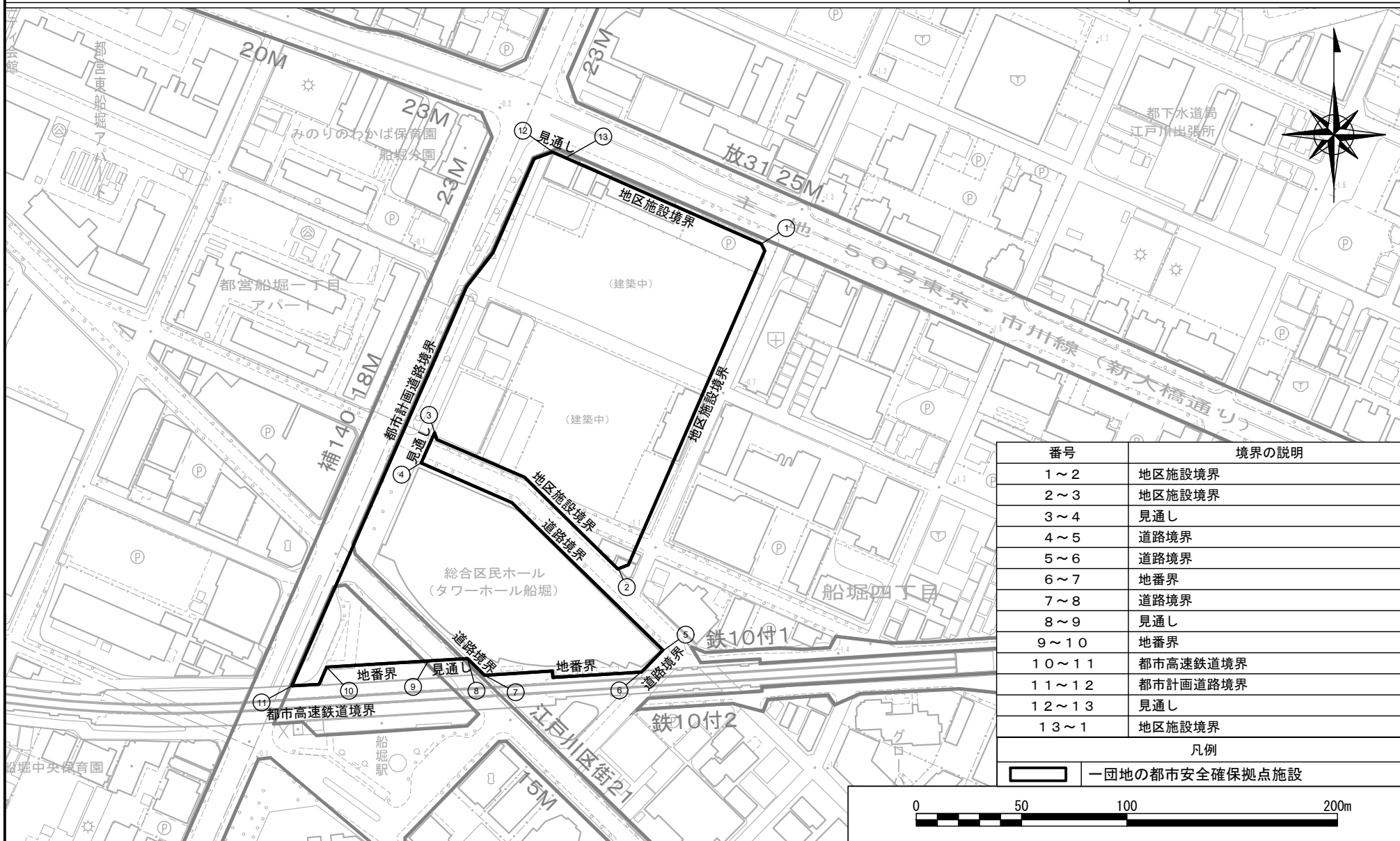
名称	船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設						
位置	東京都江戸川区船堀三丁目、船堀四丁目各地内						
面積	約2.9ha						
特定公益的施設 及び公共施設の 位置及び規模	特定公益的 施設		面積		備考		
		特定公益的 施設A	約0.9ha		区役所本庁舎に災害対応施設及び特定避難支援施設を配置する		
		特定公益的 施設B	約0.7ha		店舗・住宅・事務所・駐車場の用途を中心とした施設に特定避難支援施設を配置する		
		特定公益的 施設C	約0.8ha		総合区民ホールに特定避難支援施設を配置する		
		小計	約2.4ha		特定公益的施設の床面の高さはA.P.+5.2m以上とする。		
	公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			区画街路	江戸川区画街路第21号線	約15m	約70m	整備済
		上記のほか、特定公益的施設A、B、C及び都営新宿線船堀駅と接続する歩行者デッキ（幅員約3.5m、延長約240m）を浸水深以上の高さに配置する。					
		小計	約0.5ha				
	建築物の高さの 最高限度若しくは 最低限度						
建築物の容積率の 最高限度若しくは 最低限度	別途都市計画で定める通りとする。						
建築物の建蔽率の 最高限度	別途都市計画で定める通りとする。						
「区域、特定公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」							

理由：大規模水害時に広域避難ができなかった場合でも、一時的な避難先を備えた建築物等による建物群によって、命の安全と浸水区域外への避難までの最低限の避難環境を確保するとともに、現計画の歩行者デッキを駅のホーム階まで延伸することで、浸水区域外との動線を確保し、更なる水害に強いまちを形成するため、一団地の都市安全確保拠点施設を変更する。

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 計画図 1

[江戸川区決定]

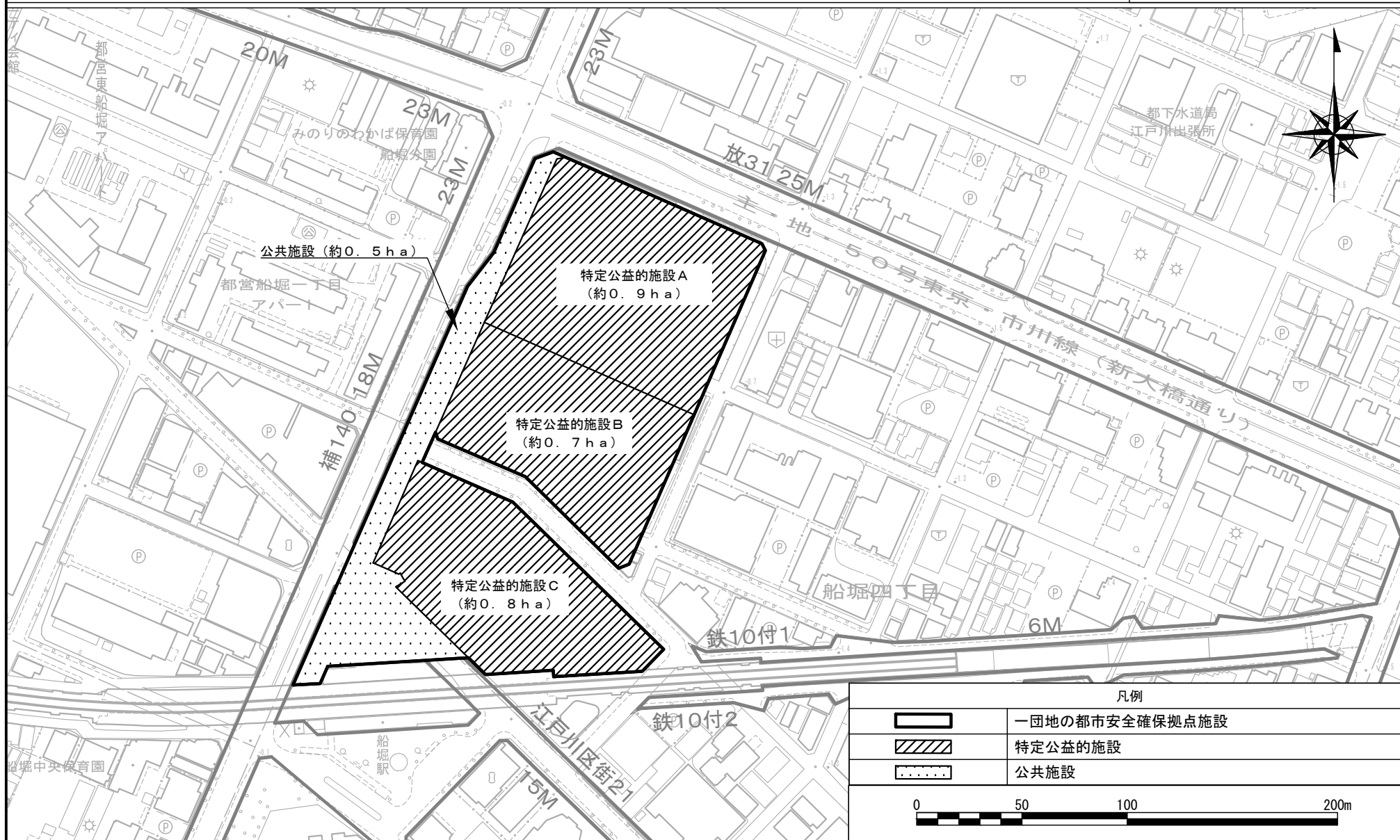


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第146号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第123号、令和7年6月24日

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 計画図 2

[江戸川区決定]

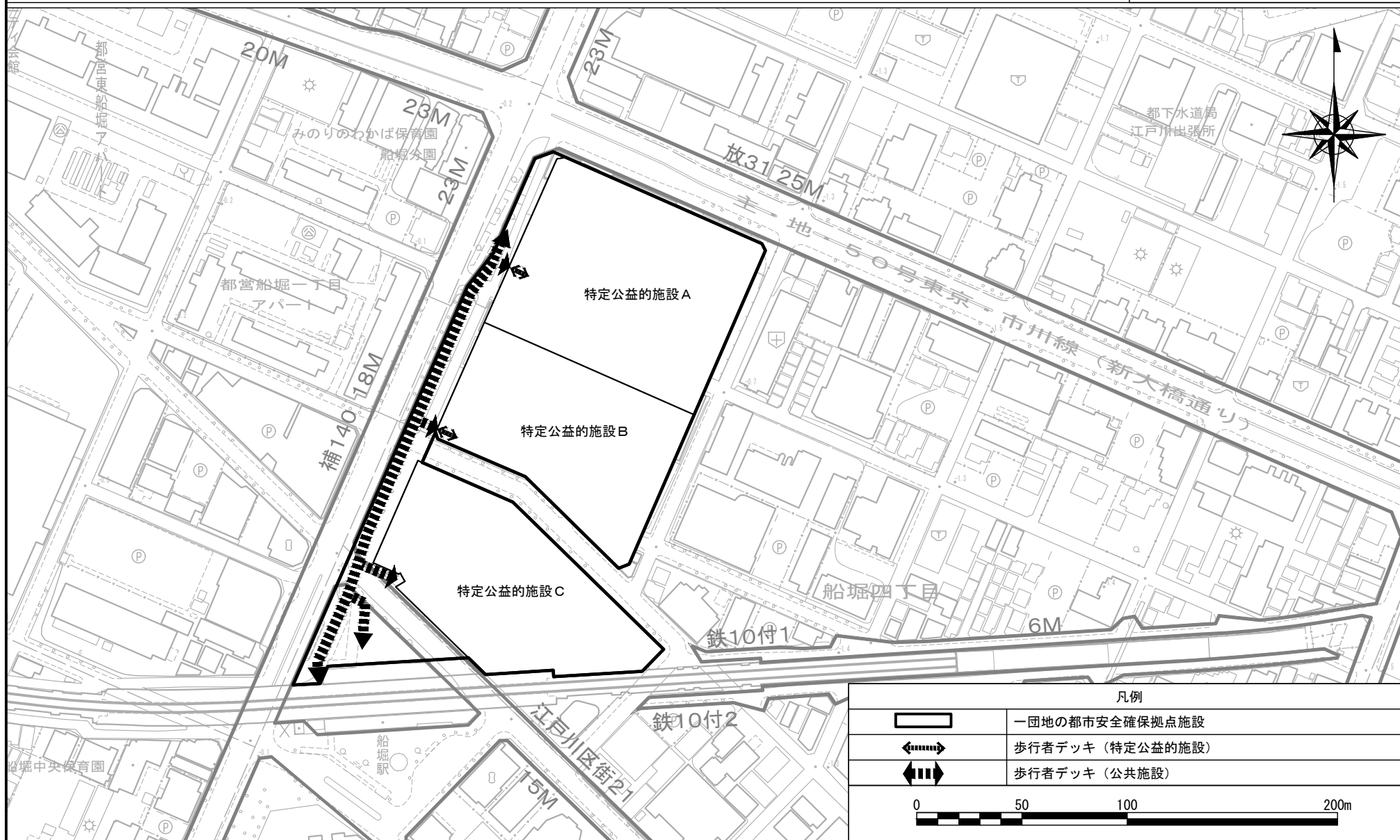


この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第146号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第123号、令和7年6月24日

東京都市計画一団地の都市安全確保拠点施設

船堀四丁目地区一団地の都市安全確保拠点施設 参考図

[江戸川区決定]



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第146号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第123号、令和7年6月24日